



- I. ジョイントベンチャーと種類株式
- II. 改正会社法下でのキャッシュ・アウト最新実務

2015年
7月号

I. ジョイントベンチャーと種類株式

執筆者: 大井 悠紀

1 はじめに

種類株式制度は、2006年の会社法施行に伴い大幅に制度が整備され、スタートアップ企業をはじめとした様々な会社における資金調達、各種メザニン・ファイナンス、少数株主のスクイーズアウト手続、本稿で取り上げるジョイントベンチャー(合弁会社。以下「JV」)等の多くの局面で利用されてきました。最近では、2014年に新規上場したサイバーダインによる議決権種類株式の利用、本年4月に公表されたトヨタ自動車による非上場の議決権優先株式の発行等、上場会社による種類株式の利用にも改めて注目が集まっています。

また、各企業の事業部門の選択と集中、複数企業共同での新規事業分野への進出、各社の強みの相互補完等のニーズから、JVは近時企業提携や新規事業立ち上げの一手法として、頻繁に利用されています。

JVでは、JVへの出資者・株主である各当事者のJVとの事業上の関わりがそれぞれ異なるケースが一般的であり、また各当事者毎のJVへの出資割合・議決権割合は必ずしも均等でないケースも多く見られます。それぞれの当事者がJVを通じて実現しようとする利益が異なるケースや、それぞれの当事者のJVからのエグジットに対する期待が異なるケースも少なくありません。

実務上、各当事者間で締結されるJV運営に関する株主間契約の規定と、適切に設計した種類株式とを上手く組み合わせることで、異なるインセンティブを持つ複数の当事者の利害関係を柔軟に調整することが可能となる例が多く存在します。

2 種類株式の概要

(1) 株式の種類

会社法108条1項は、異なる種類の株式の具体的な内容として、①剰余金の配当、②残余財産の分配、③株主総会で議決権を行使することができる事項、④譲渡による取得について発行会社の承認を要すること(譲渡制限)、⑤取得請求権(株主による発行会社に対するプット・オプション)、⑥取得条項(発行会社による株主に対するコール・オプション)、⑦全部取得条項、⑧一定の事

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

項につき当該種類株主総会の承認を必要とすること(拒否権)、⑨当該種類株主総会において取締役・監査役を選任すること(class voting)について、それぞれ異なる定めをした株式を発行することができる旨規定し、それぞれを株式の「種類」として整理しています。

なお、このような種類株式制度は「株主平等原則」(会社法 109 条 1 項)の修正であり、会社法 108 条 1 項に列挙された上記①～⑨の各事項以外の事項について株式の内容を違えることはできないと一般的に考えられています。

株式の種類毎の具体的な内容は定款記載事項とされているため(会社法 108 条 2 項)、種類株式の発行に当たっては、株主総会の特別決議による定款変更が必要となります。

また、各種類株式の内容等は登記事項とされており(会社法 911 条 3 項 7 号)、前例に乏しい設計の種類株式を発行するに当たっては、事前に法務局に対して登記相談を行いその登記可能性を確認する対応が、実務上一般的です。

(2) 上場会社と種類株式

東京証券取引所の有価証券上場規程は、種類株式に関連して、(i)取締役の過半数の選解任その他重要な事項についての拒否権付種類株式の発行(上場持株会社の主要子会社が第三者に発行する場合で東証が実質的に買収防衛策として機能すると認める場合を含む)、(ii)上場株券等について、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について議決権制限のある種類の株式への変更、(iii)上場株券等より議決権の多い株式(議決権一個当たりの配当等経済的利益を受ける権利が低い株式)の発行のそれぞれに関して、株主・投資者の利益を侵害するおそれが大きいと認める場合には上場廃止事由に該当すると定めています(有価証券上場規程 601 条 17 号、同施行規則 601 条 14 項 3～5 号)。

また、2014 年に改正された上場審査ガイドラインでは、サイバーダインの事例のような議決権種類株式を利用した株式上場の際の上場審査に関して、株主共同利益の観点からの必要性、及び、当該必要性に照らしての相当性、という判断枠組みを提示しています。(この点の詳細については、本ニューズレター2014 年 9 月号の松尾拓也弁護士の執筆記事をご参照ください。)

上場会社自身が種類株式を発行する事例に関して、まず、上場会社が種類株式も上場させた例としては、かつては社債型無議決権優先株式を上場させた事例が複数あり、また 2001 年にソニーが完全子会社であるソニーコミュニケーションネットワーク(現ソネット)の業績に連動するトラッキング・ストックを上場させた事例があります。もっとも、現時点で我が国の取引所に上場されている種類株式は、伊藤園が 2007 年に発行した無議決権優先株式のみです。

上場会社が非上場の種類株式を発行する事例は、これより多く存在し、かつては公的資金の注入を受けていた金融機関が預金保険機構に対して発行した社債型無議決権優先株式、三洋電機が 2006 年に発行した議決権付優先株式等の事例があり、また、冒頭で述べたサイバーダインの議決権種類株式、トヨタ自動車の議決権優先株式もこの類型に該当するといえます。

3 ジョイントベンチャーにおける種類株式の利用

(1) JV 組成の際の主要留意事項

JV の組成に際して当事者間で取り決めておくべき事項に関する法的観点からの主要留意事項としては、大別して、①JV のガバナンスに関する事項、②各当事者の保有する JV 株式の譲渡その他当事者のエグジットに関する事項、③デッド・ロックの処理/JV 解消に関する事項が挙げられます。

それぞれの具体的な内容としては、①JV のガバナンスに関する事項については、例えば、役員指名権をどう当事者に配分するか、代表取締役は誰が指名するか、各会議体の権限・構成・開催手続(定款その他の社内規則の規定を含む)、当事者の拒否権をどのように設定するか等に関する取り決め、②各当事者の保有する JV 株式の譲渡その他当事者のエグジットに関する事項については、例えば、株式譲渡制限/First Refusal Right の設定、IPO に向けての規定、多数株主による Drag Along Right、少数株主による Tag Along Right、当事者相互又は JV との間のコール・オプション、プット・オプション等に関する取り決め、③デッド・ロックの処理/JV 解消の整理については、例えば、デッド・ロック発生時の協議に関する手続、JV 解消に伴う JV 株式又は JV の資産の処理に関する規定等が考えられます。

JVの組成に際しては、これらの事項については、当該JVの特性、当事者であるJV株主それぞれのインセンティブに応じて、各事例毎に当事者間の株主間契約に具体的な取り決めを設けることが一般的です。これに加えて、種類株式を適切に設計して利用することにより、上記の株主間契約と組み合わせ、より柔軟にインセンティブの異なる複数の当事者の複雑な利害関係の調整を図ることが可能となる例も多く存在します。

(2) JVにおける種類株式と株主間契約

種類株式の内容として定めることができる事項の多くは、JVでは株主間契約に規定することによって実現することも可能であると考えられます。JVは一般的に各JV当事者全体でJV株式の全部が保有されており、またJV自体は一般に全株式譲渡制限会社であることから、種類株式を用いなくとも、最終的には株主全員が必要な事項を都度合意することで、相当程度柔軟な会社運営・株主の権利の設定が可能となるためです。

種類株式を利用するか株主間契約により取り決めるかによって生じる違いの一つとして、それぞれの規定に違反した行為がなされた場合の当該違反行為の効力の点が挙げられます。種類株式の権利内容として規定された事項に反して行われた行為の効力は無効となるのが一般的であると考えられる(例えば、拒否権付種類株式に関する会社法323条等)のに対して、株主間契約は債権的合意であってそれに違反して会社法上の行為が行われた(例えば、議決権拘束契約に違反する議決権行使)としても必ずしも無効にはなるものではないとする考え方が有力です。

また、種類株主の権利は発行会社(JV)に対して有する権利であるのに対して、株主間契約は株主間での権利関係を定めるものである点や、事後的に取り決めを変更しようとする場合に、種類株式については定款変更を行い株式の権利内容を変更する必要があるのに対して、株主間契約は当事者間の変更合意で足りるといった点にも違いがあります。

上記(1)のJV組成の際の各主要留意事項について、それぞれの事項を株主間契約で規定するか、それに加えて種類株式も用いるかは、個別事案毎、対象となる各事項毎の考慮が必要となります。

例えば、①JVのガバナンスに関する事項については、当事者の拒否権を含めて株主間契約で規定することが一般的ですが、拒否権に違反した場合には会社法上の効力も生じないことを明確にしたい場合には、拒否権付種類株式を用いることが考えられます。また、②JV株式の譲渡等に関する事項については、例えば、各当事者のプット・オプションについては、株主間契約で各当事者間での権利関係として規定した上で、取得請求権付株式を用いて対象会社に対してもプット・オプションを持つとする建て付けも考えられます。③JV解消等に関する事項についても、JV解散時には各当事者がJV設立時に提供した事業を分割してそれぞれ持ち帰る想定である場合には、予めその旨を明確にするべく、株主間契約の規定のみならず、それぞれの当事者に種類株式を発行してその旨の優先残余財産分配を定めておくことも考えられます。

(3) トラッキング・ストックの利用

トラッキング・ストックとは、通常の株式の場合のように発行会社全体の業績ではなく、子会社又は一事業部門の業績のみに価値を連動させる株式のことをいいます。上記の通り、かつてはソニーが上場種類株式として発行していましたが、JVにおいても柔軟に利用できるケースが多く見られます。

具体的には、例えばJVの組成時に、移管対象事業とそれ以外の事業の切り分けの困難性から、本来JVへの移管対象ではない事業も移管対象事業と合わせてJVに移管せざるを得ないような場合に、JVへの事業移管後も一方当事者のみに当該事業の収益を帰属させるべく、トラッキング・ストックを用いるケースがあります。この場合には、剰余金配当について、JVが当該対象事業について任意に作成した損益計算書に基づき配当金額を決定するといった規定によるトラッキング・ストックを利用することが考えられます。他方で、当該事業の運営のコントロールについては、より柔軟な建て付けとするべく、種類株式の権利内容として設定するのではなく、株主間契約で規定することが一般的です。

また、反対に、JV を解散して各当事者が JV 設立時に提供した事業を分割してそれぞれ持ち帰ることが想定されているものの、手続上の理由等により解散までに一定の期間を要するような場合に、解散までの期間中も各事業の利益の帰属を区別することを目的として、上記のようなトラッキング・ストックを利用することも可能です。

(4) JV 当事者毎のインセンティブの調整

JV 当事者のインセンティブが異なる場合、例えば事業運営のコントロールを重視する事業会社株主に加えて、事業からのキャッシュフロー、エグジットの機会確保を重視する金融機関株主とが一緒に JV を組成するような場合には、種類株式を用いて、一定の当事者(例えばこの場合は金融機関株主)に対する剰余金の配当金額や取得条項・取得請求権が行使された場合の取得対価の金額等を、一定の時期の経過や一定の業績を達成すること等を条件として段階的に変動する形で設定することが考えられます。また、これに併せて、取得条項・取得請求権の行使可能期間、行使条件を調整して設定したり、株主間契約における株主相互間のコール・オプション/プット・オプションをそのような種類株式の権利内容と合わせて設定すること等により、このようなインセンティブの異なる JV 当事者の利害を柔軟に調整することが可能となります。

4 今後の展望

種類株式については、会社法のもと柔軟な設計が可能であり、適切な形で設計することにより、インセンティブの異なる JV 当事者の利害関係の柔軟な調整に有効に機能すると考えられます。今後も様々な形での JV のニーズはあり続ける中で、JV における種類株式の利用事例も益々増加して行くと思われれます。



おおい ゆうき
大井 悠紀

西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士
y_oi@jurists.co.jp

国内外の M&A、組織再編、JV・事業提携等の案件を担当。また、その他にも、企業統治その他の一般企業法務、国際カルテル対応等も手がける。

II. 改正会社法下でのキャッシュ・アウト最新実務

執筆者：松尾 拓也

1 改正会社法により新たに加わったキャッシュ・アウト手法

本年 5 月に施行された会社法改正(以下、「本改正」といいます。)により、(a)特別支配株主の株式等売渡請求と、(b)株式併合が新たなキャッシュ・アウト手法の選択肢として加わりました。

特別支配株主の株式等売渡請求は、対象会社の総株主の議決権の 90%以上を有する特別支配株主が、対象会社の他の株主(および新株予約権者)に対して、その有する対象会社株式(および新株予約権)を当該特別支配株主に売り渡すことを請求できる制度(会社法 179 条以下)で、本改正により新設されたものです。

他方、株式併合を用いたキャッシュ・アウトは、法制度としては、平成 13 年 6 月商法改正以降は理論上可能となっていました。が、実務上はこれまでほとんど行われてきませんでした。これは、組織再編行為や全部取得条項付種類株式を用いたキャッシュ・アウトとは異なり、株式併合によるキャッシュ・アウトの場合には、反対株主による株式買取請求権(会社法 116 条、785 条等)や、取得価格決定の申立制度(会社法 172 条)といった、キャッシュ・アウト価格を争う手段が少数株主に与えられていなかったという点で、少数株主の保護が不十分であり、それがゆえに法的安定性を欠くと考えられていたためです。しかし、本改正により、上記のような懸念は払拭されたため、株式併合も、キャッシュ・アウト手法として有力な選択肢の 1 つとなりました。

2 キャッシュ・アウト手法の選択の必要性

平成 18 年 5 月の会社法施行および同年 10 月の株式交換・株式移転税制の改正以降においては、キャッシュ・アウト手法としては全部取得条項付種類株式を用いることがほぼ一般化していたため、キャッシュ・アウト手法の選択について事案ごとに頭を悩ませる機会はあまり多くありませんでした。しかし、上述のとおり、本改正により 2 つの新たな選択肢が加わったため、今後キャッシュ・アウトの実施を検討する者は、当該 2 つの手法を含めた各手法を比較・検討した上で、個別事案ごとに最善の手法を判断することが必要となります。

そこで、本稿では、改正会社法下での主なキャッシュ・アウト手法として、(a)特別支配株主の株式等売渡請求を用いる手法、(b)株式併合を用いる手法、そして、従前の圧倒的な主流であった(c)全部取得条項付種類株式を用いる手法の 3 つを念頭に、キャッシュ・アウト手法の選択の視点を紹介します。

なお、紙幅の都合上、ここでは、対象会社が普通株式のみを発行している会社である場合を想定して概要のみを解説しますが、各手法のメリット・デメリットの詳細な分析や、対象会社が新株予約権・種類株式を発行している場合の追加的な考慮要素については、松尾拓也＝若林義人＝西村美智子＝中島礼子著『スクイーズ・アウトの法務と税務－改正会社法で広がるキャッシュ・アウトの選択肢』(共著、中央経済社、2015 年 8 月 1 日発行)や、拙著「対象会社の状況に応じて使い分ける キャッシュ・アウト手法選択上の法務ポイント」(旬刊経理情報 2015 年 8 月 10 日号掲載予定)に詳述していますので、ご参照下さい。

3 3つの手法のいずれを選択すべきか ～普通株式のみを発行している対象会社の場合～

対象会社が普通株式のみを発行している場合、キャッシュ・アウト手法の選択の順序は、一般的には以下のとおりになると考えられます。

(1) 保有議決権割合が 90%以上である場合

キャッシュ・アウトを行うに際しては、キャッシュ・アウトを行おうとする者(以下、「CO 実施者」といいます。)による対象会社株式に対する公開買付けを前置するのが一般的ですが、当該公開買付け後における CO 実施者の保有議決権割合が 90%以上となった場合には、特別支配株主の株式等売渡請求を選択するのが妥当であることが多いと考えられます。

主な理由としては、対象会社の株主総会特別決議が不要であり、また、端数処理手続も不要であるため、キャッシュ・アウトに要する時間・手続的負担が、他の 2 つの手法に比べて軽いことが挙げられます。これは、①少数株主に対する強圧性を低減させる(すなわち、本来的には 1 段階目の取引である公開買付けにおける買付価格に賛同していない株主が、長期間不安定な状態に置かれることを懸念して、1 段階目の取引にしぶしぶ応じてしまう可能性を低減できる)効果が期待できるのみならず、②CO 実施者の立場からしても、2 段階目の取引の完了までの期間が短い方が、その間に株式市場全体が(大幅に)上昇してしまうことにより、取得価格決定の申立権や株式買取請求権を行使した反対株主に対して CO 実施者が設定したキャッシュ・アウト価格よりも高い金額を支払わなければならない可能性(※1)を低減できる点でメリットがあると考えられます。

(※1) 2 段階目の取引の完了までの間に株式市場全体が大幅に上昇した場合には、裁判所における取得価格決定において、回帰分析を用いた補正により対象会社株式の客観的価値を算出した上で(すなわち、CO 実施者がキャッシュ・アウトを行う意向を公表した時点の市場株価よりも高い株価を対象会社株式の客観的価値と認定した上で)、それに一定のプレミアムを付加して価格を決定する事案が近時登場しています。

但し、特別支配株主の株式等売渡請求を用いる場合、少数株主が争ってきた場合には、(対象会社ではなく)特別支配株主自身が裁判手続に直接関与する必要が生じる場合がある等、相対的に CO 実施者の裁判手続への参加負担が重いとされる点には留意が必要です。

また、特別支配株主以外の株主で、キャッシュ・アウト実施後にも存続させたい株主がいる場合には、特別支配株主の株式等売渡請求は使いにくい面があります。これを用いると、当該株主の保有株式はいったん全て特別支配株主に譲渡された上で再度、特別支配株主から当該株主に売り戻す必要が生じ、税務上非効率になる可能性があるためです。

なお、ここでは詳述しませんが、特別支配株主の株式等売渡請求を用いる手法は、株式売渡請求と同時に新株予約権売渡請

求を行うことで、(対象会社の取締役会の承認を受ければ、)全ての新株予約権を(公正な対価を支払ったうえで)強制的に取得することが可能である点で、新株予約権を発行している会社を対象とするキャッシュ・アウトの際の優れた選択肢になりうると評価する文献は少なくありません。しかし、実際には、①株式併合を用いる場合と異なり、「無償」での新株予約権の処理はできない点、②ストック・オプション目的の新株予約権について公開買付価格を1円とするという従来の実務対応を変更し、当該新株予約権の保有者にとっての客観的価値を基準とした公開買付価格を設定する必要が生じ得る点(※2)などに留意が必要です。

(※2) 実際にこのような取扱いを企図していた考えられる事例として、本年5月13日に開始されたテンプスタッフ(株)による(株)P&Pホールディングス株式に対する公開買付けが挙げられます。但し、結果的には、全ての新株予約権が公開買付期間中に行使されるか、対象会社により取得されたため、公開買付け後に新株予約権売渡請求は行われなかったことになっています。

(2) 保有議決権割合が90%未満である場合

キャッシュ・アウトに前置する公開買付けの後におけるCO実施者の保有議決権割合が90%未満となった場合には、基本的に、株式併合を用いる手法を検討すべきと考えられます。なぜなら、全部取得条項付種類株式を用いる手法と比べて、(a)いわゆる1株未満問題についてのリスクを確実に排除できる手立てがとれる点、(b)株主の行動に税務上の観点からのバイアスが生じない点、(c)財源規制違反に伴うリスクを回避できる点等において、CO実施者側にとって使い勝手が良いと考えられるためです。以下、概説します。

(a) いわゆる1株未満問題についてのリスクを確実に排除できる手立てがとれる点

いわゆる1株未満問題とは、端的に言えば、キャッシュ・アウト手続において各株主から生じる端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合にあってはこれを切り捨てた数)が1未満となる場合には、会社法の条文上、そういった端数合計の売却等の手続が実施できないと解され、その結果、少数株主に適切な対価(金銭)を交付する手立てが理論上なくなってしまうという問題です。これは、本改正によって、会社法172条1項に基づく取得価格決定の申立をした株主には全部取得の対価が交付されないことが明確化されたこと等から派生した問題です。

この問題は、キャッシュ・アウト手法として株式併合を選択する場合には、事前に一定の手当てをすることにより確実に回避することが可能ですが、全部取得条項付種類株式を用いる場合には完全な回避は困難と考えられています。

(b) 株主の行動に税務上の観点からのバイアスが生じない点

株式併合の場合には、①公開買付けに応募する場合でも、②(公開買付けに応募しないものの、その後)争わずに対価を受領する場合でも、③(公開買付けに応募せず、その後)対価の金額を争う場合でも、いずれにせよ、株主側では譲渡損益が発生することになる(すなわち、株主の行動の選択によって、税務上の取扱いが変わらない)ため、株主の行動に税務上の観点からのバイアスは生じないと考えられます。

これに対し、全部取得条項付種類株式を用いる手法については、①公開買付けに応募する場合、及び、②(公開買付けに応募しないものの、その後)争わずに対価を受領する場合については株主側で譲渡損益が発生する一方で、③(公開買付けに応募せず、その後)対価の金額を争う場合には、株主側による争い方の選択によっては(具体的には、取得価格決定の申立権ではなく、株式買取請求権の方を行使する場合には)、みなし配当+譲渡損益が発生します。このような税務上の取扱いの差異から、公開買付けに応募せずに対価の金額を争った場合の方が税務上の効率が良い株主が、(対価の金額に不満はないのに)敢えて公開買付けへの応募を控え、対価を争う手続をとるといった形で株主の行動にバイアスが生じてしまう可能性が考えられます。

(c) 財源規制違反に伴うリスクを回避できる点

全部取得条項付種類株式を用いる手法に関しては、全部取得条項の発動により株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額が分配可能額を超えてはならないと規定されています(会社法461条1項4号、173条1項)。この点、取得価格決定の申立てにより裁判所が決定した価格で取得する場合にも当該財源規制に服するかが問題となりますが、特に除外規定がない以上、服

すると解すべきとの見解が有力であり、当該財源規制違反の全部取得は無効であるとの見解も存在します(他方で、会社法の立案担当者は、分配可能額を超えて行われた会社財産の払戻しの効力について、当該行為自体は無効とはせず、会社法 462 条 1 項に規定される者が特別の法定責任を負うと解説しています)。

これに対し、会社法 461 条では、分配可能額を超えて行ってはならない行為として株式併合の場合の株式買取請求権を列挙していないため、株式併合を用いる場合には、上述の財源規制違反リスクは生じないと考えられます。

以上のとおり、株式併合を用いる手法と全部取得条項付種類株式を用いる手法を比較すると、一般的には前者の方が、CO 実施者側にとって使い勝手が良いと考えられます。但し、具体的な事案においていずれの選択肢が望ましいかは、関係当事者の税務上のポジションや、分配可能額の程度、新株予約権・種類株式等の発行状況とそれらの内容等を踏まえて個別に判断する必要があります。

4 最新実務の動向

なお、近時開示されたキャッシュ・アウト目的の公開買付け案件のうち、①マーレジャパン(株)による国産電機(株)株式に対する公開買付け、②テンプスタッフ(株)による(株)P&P ホールディングス株式に対する公開買付け、③(株)ZE ホールディングスによる栄光ホールディングス(株)に対する公開買付けにおいては、いずれもキャッシュ・アウトの手法として、先行する公開買付けの結果に応じて、特別支配株主の株式等売渡請求と株式併合を使い分けることとされている(かつ、全部取得条項付種類株式をメインシナリオとしていない)など、既に、上記 3 で述べた分析に従った選択傾向が現れ始めています。



まつお たくや
松尾 拓也

西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士
t_matsuo@jurists.co.jp

国内外の M&A、組織再編、資本・業務提携等の案件に多数関与。株主総会対応、コーポレート・ガバナンス、役職員の報酬体系の構築、危機管理対応などを含む一般企業法務にも豊富な経験を有する。創業家系の大株主がいる会社を巡る諸問題(ガバナンス、効率的な資本政策、IPO、M&A、事業承継・相続など)にも注力している。

論文情報 (2015 年 5 月～2015 年 7 月)

- * 「ガバナンス・コードを踏まえた取締役会の機能性と自己評価」 武井一浩、旬刊商事法務 No.2069(2015 年 6 月 5 日号)
- * 「友好的でも敵対的でも買収提案を受けた際の一連の対応ポイント」 上島正道、旬刊経理情報 No.1413(2015 年 5 月 10 日・20 日合併増大号)
- * 「経営戦略に活かす攻めのガバナンス・コード対応」 武井一浩、旬刊経理情報 No.1413(2015 年 5 月 10 日・20 日合併増大号)
- * 「The Corporate Governance Review – Fifth Edition – (Japan Chapter)」 原田充浩・中山達也、Law Business Research

書籍情報 (2015 年 5 月～2015 年 7 月)

- * 「スクイーズ・アウトの法務と税務 – 改正会社法で広がるキャッシュ・アウトの選択肢」 松尾拓也・若林義人・柴田英典、商事法務
- * 「ケースブック M&A – ハーバード・ロースクールでの講義を基に」 岩倉正和、商事法務
- * 「新株予約権ハンドブック [第 3 版]」 太田洋・上野元・郡谷大輔・山本憲光・濃川耕平・柴田寛子・有吉尚哉・中村慈美・大井悠紀・野田昌毅・松尾拓也・高木弘明・臼杵弘宗・山中政人・辰巳郁・中山達也・谷澤進・菅悠人・佐原早紀・中村崇志・峯崎雄大・柴田英典・森本凡碩・澤田文彦・高田陽介・加藤俊行、商事法務

セミナー情報 (2015 年 5 月～2015 年 7 月)

開催予定

- * **申込受付中**「改正会社法で広がるキャッシュ・アウトの選択肢と最新実務」 松尾拓也
開催日: 2015 年 8 月 21 日(金)
お申込・詳細: <http://www.jurists.co.jp/ja/seminar/article_18116.html>
- * **申込受付中**西村あさひ法律事務所リーガルフォーラム第 72 回「個人情報保護法改正とビッグデータ・ビジネスへの影響」 太田洋・伊藤剛志・柴田寛子・舞田靖子
開催日: 東京: 2015 年 8 月 5 日(水)、福岡: 8 月 6 日(木)、名古屋: 8 月 25 日(火)、大阪: 8 月 26 日(水)
お申込・詳細: <http://www.jurists.co.jp/ja/seminar/article_17978.html>

開催済

- * 企業法務担当者のための会社分割の実務 森本大介
- * M&A・資金調達における種類株式の実務利用 大井悠紀
- * グローバル展開に必須の知識 海外事業展開に伴う贈贈リスクと贈贈防止規程の作り方～法制度の基本を押さえた上で、贈贈防止に向けた社内体制の整備のしかたを実践解説～ 森本大介
- * 合併契約における契約交渉・契約書作成の実務 松原大祐
- * グループ会社管理のポイントとグループ管理規程整備における留意点 森本大介
- * 創業家系の大株主がいる上場会社の資本政策と M&A～近時の ROE 重視傾向および 27 年税制改正をも踏まえた最新実務～ 松尾拓也
- * グローバル戦略を成功に導く海外交渉の鉄則 スティーブン・ポラー
- * 改正会社法施行後における株式譲渡の際の留意点及び株式譲渡契約作成の際のポイント 森本大介
- * 「改正会社法」施行による影響も踏まえたグループ会社管理をめぐる法的留意点と実務対応 森本大介

当事務所は、M&A 分野における日本のリーディング・ファームとして、多様な業種の事業会社及び投資ファンド等による、様々な手法を用いた企業買収、グループ内事業再編、事業再生型 M&A、ゴーイング・プライベート、MBO、その他あらゆる種類の M&A 案件を取り扱っております。また、クロス・ボーダー案件についても、アウトバウンド・インバウンド案件双方について、欧米に限らず、近年増加しているアジア諸国の M&A 案件を含め、多数の案件に関与しております。当事務所は、M&A 分野に関する最先端の知識並びに豊富な経験及びノウハウに基づき、また、必要に応じて、他の分野及び実務の動向に精通した当事務所の多数の弁護士・外国法事務弁護士等と協働することにより、迅速かつ的確なリーガルサービスを提供しております。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、M&A 分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。西村あさひ法律事務所では、他にもアジア・中国・ビジネス・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。